

## 木島平村投票区・投票所の再編計画（案）に対するパブリックコメント実施結果

### 意見提案件数

| 持参 | 郵送・FAX | 電子メール | 合計 |
|----|--------|-------|----|
| 1  | 1      | 2     | 4  |

お寄せいただいたご意見は、取りまとめの便宜上、趣旨を損なわない程度に要約しました。

|   | 意見の要旨   | 選挙管理委員会の考え方  |
|---|---|--|
| 1 | <p>①期日前投票は役場一箇所で問題ない。</p> <p>②投票所の集約については、既に遠隔地である池の平、スキー場両地区が存在するため、今回の再編においても問題はない。</p> <p>③期日前投票の機会の確保は重要であり、巡回バスの試みは極めて有効と思われる。</p> | <p>投票率低下を抑えるため、変更となる投票区を中心に巡回バスの運行を計画します。</p>  |
|   | <p>④立会人の負担軽減策は、半日ずつの立合いを実施すべき。</p>  | <p>投票立会人の従事時間については、令和5年2月執行の村長選挙から半日を可能としています。</p>   |
|   | <p>⑤当日投票者の割合が低いため、投票時間の更なる短縮も検討すべき。</p>   | <p>投票所の開閉時刻については、公職選挙法に基づき、開く時刻は2時間の繰り上げ又は繰り下げ、閉じる時刻は4時間以内の範囲において繰り上げることができるとされており、有権者、立会人等の実情を考慮し、特別の事情のある場合に限り認められています。通常は午前7時から午後8時までの基準ですが、現在は国・県の選挙においては午後7時までとし、村の選挙においては午後6時までとしています。今後の投票状況等を考慮しながら、更に検討を進めます。</p> |

|   | 意見の要旨   | 選挙管理委員会の考え方  |
|---|---|--|
| 2 | <p>①再編計画には反対。</p> <p>②投票人を最優先するべきであり、当日の投票者の少なさを理由に投票所をまとめる事にはならない。投票所の数は従来どおり 11 か所の方が良い。</p> <p>③本計画により投票率向上が望める要素を示してほしい。投票所の距離が遠くなることで投票率の低下が懸念される。</p>   | <p>本計画については、立会人等の負担軽減と投票環境の改善のため投票区及び投票所を統合する計画となっています。ご指摘のとおり、投票率の向上は大変重要であり、選挙運営全体において課題であると考えます。</p> <p>投票率低下を抑えるため、変更となる投票区を中心に巡回バスの運行を計画します。</p>  |
|   | <p>④立会人の確保について、もっと検討する必要がある。従事時間や報酬をアウンスすれば希望する人はいる。当日の立会人は区長会等にも協力を仰いだらどうか。</p>  | <p>立会人の確保について、現在は広報誌、ふう太ネット等で公募した立会人に加えて、選挙管理委員会が抽選により選出しています。公募については、半日の従事が可能なことや報酬額等について更に呼びかけを進め、立会人の確保に努めます。</p>   |
|   | <p>⑤現在の投票所の室内気温について、すべての選挙が夏にあるわけではない。次の対策で解決できるのではないかな。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投票時間の短縮</li> <li>・1人に1台扇風機を付ける</li> <li>・送風機付きのベストを配布する</li> <li>・投票所の窓に遮光シートを付ける</li> <li>・補助事業などで全ての投票所にエアコンを整備する</li> </ul> | <p>投票所の開閉時刻については、公職選挙法に基づき、開く時刻は2時間の繰り上げ又は繰り下げ、閉じる時間は4時間以内の範囲において繰り上げることができることとされており、有権者、立会人等の実情を考慮し、特別の事情のある場合に限り認められています。通常は午前7時から午後8時までの基準ですが、現在は国・県の選挙においては午後7時までとし、村の選挙においては午後6時までとしています。</p> <p>今後の投票状況等を考慮しながら、検討していきます。</p> <p>近年は異常気象により夏の暑さは特に厳しく、高温の環境下で長時間の選挙運営をすることは危険であると考えています。また、冬場の選挙時には、豪雪により車で投票所までたどり着くことができず、近くに車を停めて投票所まで歩いて行ったという事案もあったため、総合的な観点から投票所を選定しました。</p> |

|   | 意見の要旨  | 選挙管理委員会の考え方  |
|---|--|--|
| 3 | <p>①今回の再編計画は、投票所の環境整備を理由に投票所を減少する提案になっているが、肝心の投票率の向上について対策がない。投票率の低下が危惧される。山間部はもちろん高齢者も含めた社会的弱者が、投票に行けなくなるような事態は避けてほしい。</p> <p>②投票所の減らし方が急激すぎる。該当地区の有権者と話し合いの場を持ち、納得してもらわないと確実に投票率が大幅に落ちる。</p> | <p>本計画については、立会人等の負担軽減と投票環境の改善のため投票区及び投票所を統合する計画となっています。ご指摘のとおり、投票率の向上は大変重要であり、選挙運営全体において課題であると考えます。</p> <p>投票率低下を抑えるため、変更となる投票区を中心に巡回バスの運行を計画します。</p>  |
|   | <p>③投票管理者および投票立会人の賃金の改善及び個々の休憩時間の指定について検討すべき。</p>  | <p>投票管理者および立会人の報酬については「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」において額が定められています。村ではこの基準額に準じています。</p> <p>また、休憩時間については、各投票所の実情に合わせて休憩していただいている状況です。統一しての時間指定は難しいと考えますが、休憩時間と場所が確保できるよう進めます。ただし、外出はできないこととなりますので、ご理解をお願いいたします。</p> |
|   | <p>④期日前投票の拡大を検討すべき。</p>  | <p>ご指摘のとおり、投票機会の確保及び投票率の向上に期日前投票の拡大は重要と考えます。期日前投票者数は年々増加している状況ですが、期日前投票期間中に巡回バスを運行することで更なる拡大を図ります。また、期日前投票所の増設については、投票管理者、投票立会人、職員の確保の観点から現時点で検討していません。</p>  |

|   | 意見の要旨   | 選挙管理委員会の考え方  |
|---|---|--|
| 4 | <p>上木島地区の投票所が農村交流館となることについて、道路が狭いため集約する場所としては不適切ではないか。事故や周辺住民の方の安全確保について疑問を感じる。大通りに面した観光交流センターの方が適しているのではないか。</p> | <p>ご指摘のとおり、農村交流館への進入路が狭いことは、有権者及び近隣の方の交通アクセスの面で課題があると考えます。適切な投票所の選定と対策について検討を進めます。</p> |